



日・クウェート投資協定



背景

- 豊富な原油埋蔵量(世界第6位), 生産量(世界第8位)
→ 日本の原油輸入先第4位(約8%)
- インフラ分野を中心に外資誘致に積極的
→ 日本企業も発電事業・石油精製等に参画
- 日本はクウェートの輸出相手国第3位(原油・石油製品等)／
輸入相手国第4位(機械類等)

意義

- ◆ 投資環境の透明性, 法的安定性, 予見可能性が向上
→ 我が国からの投資の更なる保護・促進

ポイント

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
(例) ①投資財産の設立段階・設立後の無差別待遇
②投資財産に対する公正な待遇・十分な保護
③投資阻害要因となり得る要求(現地調達, 技術移転等)の原則禁止
④正当な補償等を伴わない収用の禁止
⑤投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続

クウェート側は国内手続を既に完了

クウェート



◎在留邦人:
189人(2012年10月)

◎駐在日系企業:
15社(2012年10月)

◎進出分野:
石油ガス開発, 電力関連機器,
プラントエンジニアリング等

(参考)

FTA:クウェートは湾岸協力理事
会の一員として日本他13
か国・地域と交渉中
投資協定:独, 仏, 中等76
か国と署名済み
(うち56か国と発効済み)